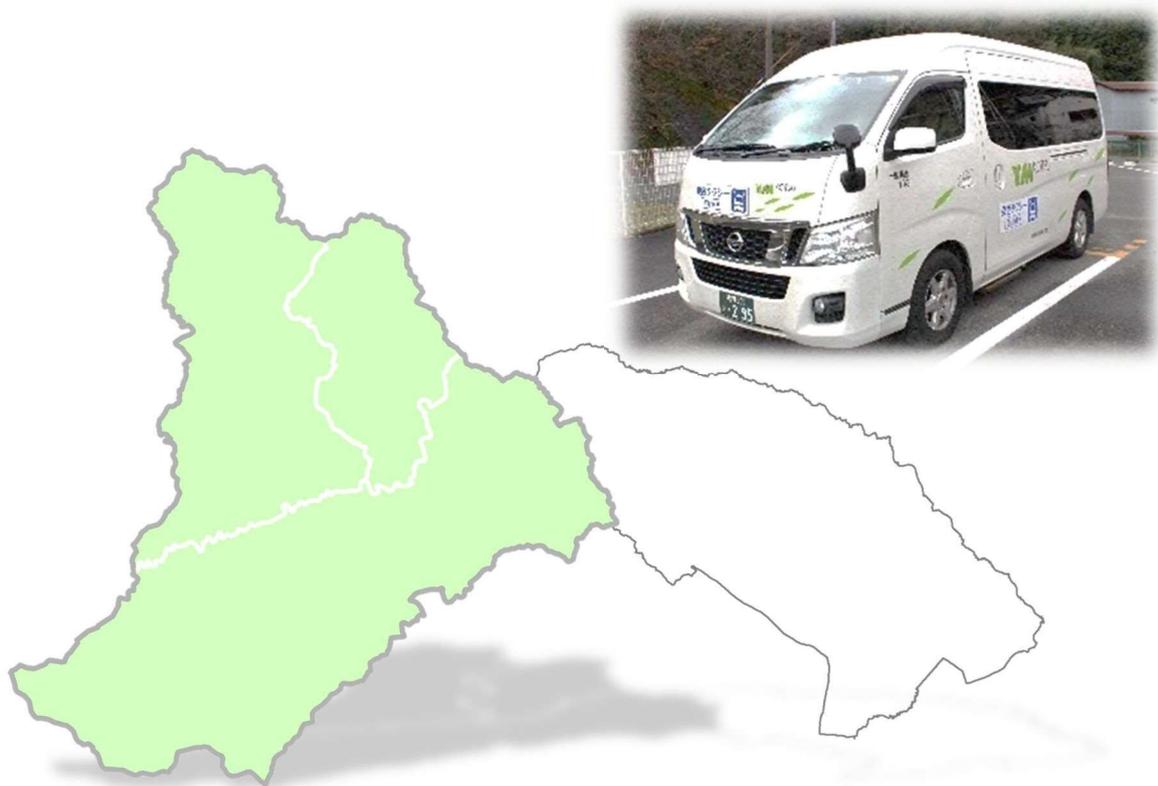


乗合タクシー導入の手引き



● はじめに	1
● 乗合タクシーを導入するための条件	2
● 乗合タクシー導入検討の流れ	3
● 導入に向けての取り組み	
1 導入検討の開始	4
2 計画概要の検討	5
3 需要調査の実施	7
4 計画の詳細検討	8
5 実証運行開始準備	10
6 実証運行開始	11
● 添付資料	
チェックシート（地域組織用）	14
交通不便地域図	15
乗合タクシー導入検討申請書（様式1）	20
運行計画案（様式2）	21
需要調査アンケート票（例）	22
運行開始後調査アンケート票（例）	24

はじめに

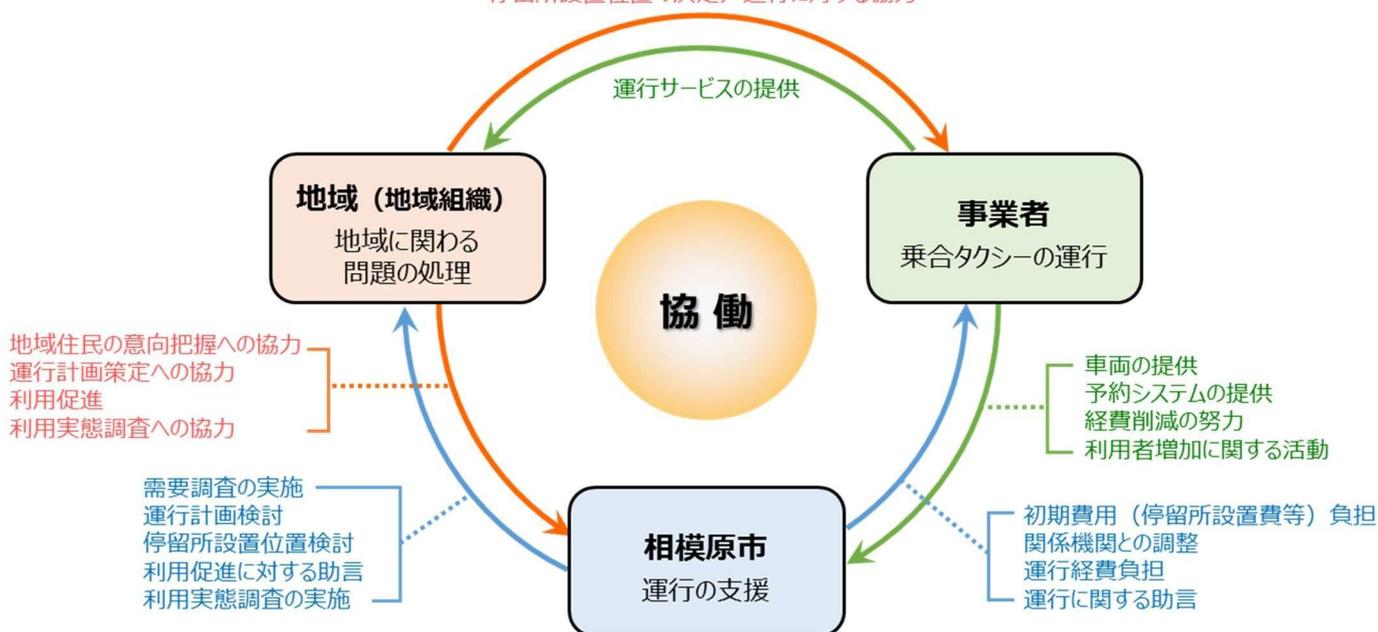
市では、市内の交通不便地域※1における移動制約者※2の移動手段の確保を図るため、乗合タクシーをはじめとしたコミュニティ交通の導入検討を行っています。

乗合タクシーは、セダン型やワゴン型の車両を使った乗合型の公共交通であり、集落が点在して需要が少なく、バス車両では運行ができない地域の移動手段を確保するために運行するものです。しかし、乗合タクシーは本当に必要とされ、利用される地域に運行しないと、運行を継続することができません。そのため、「みんなで利用するので、乗合タクシーを運行させたい」と考える地域に対して、導入及び運行を支援する仕組みを作りました。

この仕組みに基づき、「地域」「行政」「事業者」の3者がそれぞれの役割を担い、協働による運行を実現することで、地域のニーズに合致した利用しやすい乗合タクシーを運行することができます。

〈 運行に関する役割分担 〉

停留所設置位置の決定／運行に対する協力



この手引きは、中山間地域※3の交通不便地域に住む方々が、乗合タクシーを運行したいと考えた時の導入マニュアルとして作成したものです。

この手引きを活用し、地域の皆様にとって利用しやすい乗合タクシーの検討を行ってください。

※1 交通不便地域

「相模原都市計画区域（旧相模原市・旧城山町）の市街化区域において住居系の土地利用を図る区域」及び「相模湖津久井都市計画区域、都市計画区域外の区域（旧津久井・相模湖・藤野町）」において、鉄道駅等から1,000m以上離れ、かつ、バス停留所から300m以上離れている地域を指します。

※2 移動制約者

高齢者や自動車を利用できない方など、公共交通以外に移動手段がない方のこと。なお、乗合タクシーは、停留所まで自力で行ける人を対象とし、福祉目的の戸口輸送（ドア・トゥー・ドアのサービス）を必要とする人は対象に含みません。

※3 中山間地域

旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町の区域

乗合タクシーを導入するための条件

乗合タクシーは導入対象となる地域において、次の導入条件を満たした場合に運行するもので、地域の状況をよく知る地域の皆様が中心となって、地域の実情にあった乗合タクシーの検討を行います。

乗合タクシーの導入条件

- ① 「地域住民」による「地域組織」の形成
- ② 「運行経路の考え方」に整合した経路の設定
- ③ 「運行基準」に整合し、実証運行期間中に「運行継続条件」を満たす見込みのある運行計画の策定

地域住民

導入対象地域に居住する住民およびその地域内で営業する企業・商店等の関係者をいいます。

地域組織

事業を円滑に推進するために地域住民で組織された団体。地域の自治会との連携がとれ、地域住民の代表として活動できる団体であり、組織の代表者が選任されていることが要件となります。

運行経路の考え方

- 中山間地域の交通不便地域を經由し、集落と最寄りのバスターミナルや主要なバス停又は鉄道駅を結ぶ。
- 既存の路線バスとの競合は避ける。



可能な限り複数の集落、近隣の商業施設や医療機関、公共施設等を經由することを検討する。

運行基準(サービス内容)

運行間隔	運行本数や運行日については、地域の需要に合わせて柔軟に設定する。 ※運行本数は1日10便程度とする。
運賃	均一運賃を基本とし、路線バスよりも高く、タクシーよりも安い設定とする。 ※路線長が長い場合には、ゾーン運賃制の導入を検討する。
停留所	地域の需要に合わせて設置し、乗降は停留所のみとする。 ※設置位置は、道路状況・土地利用状況・住民の利用意向等を考慮して決定する。
運行形態	事前予約制(需要応答型の区域運行)を基本とする。
車両	セダン型、またはワゴン型車両を使用し、交通事業者が所有する車両の使用を基本とする。

運行継続条件

「稼働した便の1便当たりの利用者数が1.5人以上であること」
かつ「全運行本数に対する実運行本数の稼働率が50%以上であること」

※路線バス等からの転換に伴う運行内容は、従前の利用状況や運行内容を勘案した上で個別に検討を行うこととします。

乗合タクシー導入検討の流れ

※地域の皆様には 青字 で書かれた項目を行っていただきます

1 導入検討の開始

- ① 中山間地域の交通不便地域に該当するのを確認
- ② 地域組織の形成（最低5人、代表者は交通不便地域の自治会員、または自治会の推薦）

チェック
ポイント

・地域組織が形成されていますか？

YES

2 計画概要の検討

- ① 希望経路の作成
- ② 運行ダイヤ案の作成（1日の運行便数、運行時間帯）
- ③ 交通不便地域等における地域住民の意向把握（希望区域内にある交通不便地域等の全自治会の合意）
- ④ 市に「乗合タクシー導入検討申請書」（様式1）を提出

チェック
ポイント

・希望区域内にある交通不便地域等の全自治会の合意がありますか？

YES

3 需要調査の実施

- ① 需要調査と希望区域内の住民の意向把握（市のアンケート調査）への協力
- ② 1便当たり利用者数と稼働率の予測値を算定し、運行継続条件との適合を検証
- ③ 概算事業費の算定（事業者から参考見積りの提示を受ける）

チェック
ポイント

・アンケート回収率が40%以上ですか？
・利用者数、稼働率が基準を満たしていますか？

YES

4 計画の詳細検討

- ① 地域交通活性化協議会に提案（運行概要・スケジュール説明）
- ② 「運行計画案」（様式2）の作成
- ③ 地域交通活性化協議会で運行計画案を検討
- ④ 停留所設置に対する住民の合意形成
- ⑤ 地域交通活性化協議会での合意（運行計画内容及び実証運行実施）と市の意志決定

チェック
ポイント

・地域交通活性化協議会での合意、市の意志決定が得られましたか？

YES

5 実証運行開始準備

- ① 運行事業者の選定
- ② 交通安全の確認（警察）
- ③ 事業認可申請
- ④ 実証運行開始の周知
- ⑤ 停留所の設置

チェック
ポイント

・事業許可が得られていますか？
・運行区域内の住民への周知は十分に行われていますか？

YES

6 実証運行開始

- ① 利用促進活動の実施
- ② 運行に対する協力
- ③ 利用実態調査への協力
- ④ 運行実績の確認
- ⑤ 運行内容見直しの協議
- ⑥ 運行継続の判断

チェック
ポイント

・運行、利用促進に協力をしていますか？
・利用者数、稼働率は基準を満たしていますか？

YES

本格運行開始

導入に向けての取り組み

1 導入検討の開始

〈1〉中山間地域の交通不便地域に該当するのを確認

▶地域の皆様に
行っていただきます

導入検討を開始するためには、**お住まいの地域が市の定義する交通不便地域等に該当していることが必要**です。交通不便地域の位置については、本手引きの添付資料で確認できます。

(交通不便地域に該当しない場合でも、バス路線の運行本数が著しく少なく、時間帯が偏っている地域については個別に判断するものとします。)

〈2〉地域組織の形成 ▶地域の皆様に行っていただきます

導入にあたっては、地域が自ら中心となって検討し、取り組んでいくという意志を持っていることが必須の条件となります。そのため、実際に検討や運行への協力を行う組織として「地域組織」を形成していただきます。

地域組織は、自治会等との連携がとれ、地域の代表として活動できる組織でなければなりません。**構成員は最低5人以上とし、代表者を1名選任**していただきます。この代表者は活動の連絡窓口として選任されるものであり、「自治会長等、組織の長が担当しなければならない」というわけではありません。

また、地域組織の代表者は当該地域の自治会員により選出することを基本としますが、自治会に加入していない方でも当該自治会より賛同を得て、運行の検討に協力を得ることができるのであれば、代表者となることができます。

なお、近隣の交通不便地域等と連携して地域組織を形成することも可能です。

導入に向けての取り組み

2 計画概要の検討

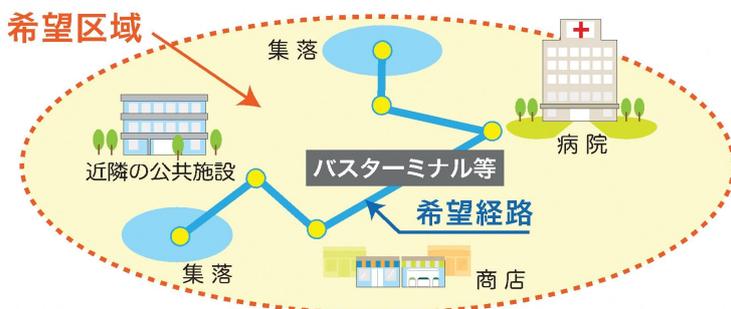
〈1〉希望経路の作成 ▶地域の皆様に行っていただきます

地域組織が主体となり運行経路の検討を行います。ここでは乗合タクシーの「運行経路の考え方」を踏まえ、乗合タクシーが運行できる道路等の確認を行うとともに、地域の皆様の主な買物先や通院先などの移動需要を考慮し、交通不便地域等を起点とする乗合タクシーをどの場所に結節させるかを決めます。必要があれば市の職員の派遣を行い、アドバイスをさせていただきます。また、途中の経由地についても検討し、重要な経由地があればこの段階で指定しておきます。なお以後、ここで決められた運行経路を「希望経路」、希望経路が運行する区域を「希望区域」と呼ぶことにします。

運行経路の考え方

- 中山間地域の交通不便地域を經由し、集落と最寄りのバスターミナルや主要なバス停又は鉄道駅を結ぶ。
- 既存の路線バスとの競合は避ける。

可能な限り複数の集落、近隣の商業施設や医療機関、公共施設等を經由することを検討する。



※実際の運行時には乗降予約のある停留所を最短距離で結んで運行する。
(定路線型ではなく、区域で運行許可を受けるため)

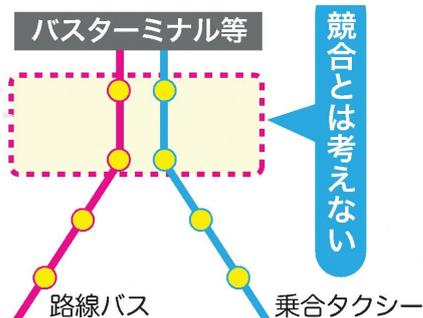


既存の路線バスとの競合について

「既存の路線バスの利用者を奪う状況」を「競合」とする。

★ 運行ルートが重なっても「競合」とは考えないケース

- 運行時間帯が異なる場合
- 重なっている区間がバスターミナルなど主要目的地周辺の一部区間のみの場合
(※アクセス道路が限られているため運行ルートは重なりやすいが、短距離区間のみを利用する人は少ないので、競合とは考えない)
- 他に経路選択の余地がなく、やむを得ない場合



導入に向けての取り組み

2 計画概要の検討

〈2〉運行ダイヤ案の作成 ▶地域の皆様に行っていただきます

検討した希望経路について、運行ダイヤ案を作成します。ここで作成したダイヤ案は、後述の運行継続条件の適合を検証する際に用いますので、具体的な利用を想定した運行ダイヤ案を作成する必要があります。

〈3〉交通不便地域等における地域住民の意向把握 ▶地域の皆様に行っていただきます

検討した希望経路を、地域組織が希望区域内の交通不便地域等に該当する自治会に示し、導入のメリット、運行経路の考え方、運行ダイヤ案による運行イメージ、地域の役割等を良く説明した上で、合意を得ます。

合意が得られない場合は、何回でも希望経路を修正し、全ての自治会の合意が得られた場合に次のステップに進みます。

〈4〉市に「乗合タクシー導入検討申請書」(様式1)を提出 ▶地域の皆様に行っていただきます

希望区域内の交通不便地域等に該当する全ての自治会の合意が得られた場合は、市に「乗合タクシー導入検討申請書」(様式1)を提出してください。

この申請書には、次の内容を記載していただきます。

- 地域名(自治会名)
- 代表者名、代表者連絡先
- 構成員名(最低5人)
- 希望経路
- 運行ダイヤ案
- 導入を検討する理由

提出された申請書の内容を市が審査し、受理されると需要調査の実施に進みます。

なお、同時期に複数の申請があった場合には、申請内容を勘案し、市の予算の範囲内で、より導入の必要性が高いと考えられる地域から順番に調査を実施します。

導入に向けての取り組み

3 需要調査の実施

〈1〉 需要調査と希望区域内の住民の意向把握(市のアンケート調査)

希望経路及び運行ダイヤ案に基づき運行した場合の需要を予測するために、市が需要調査を実施します。需要調査では、希望区域内の住民を対象にアンケートを実施しますが、アンケート調査の結果、回収率が低い場合は地域の関心が低いと考えられます。

地域の関心が低いと協働による運行が困難になりますので、次のステップに進むためには、**回収率を40%以上確保することを条件**とします。

調査結果の分析は市が行い、結果を地域組織に公表します。

〈2〉 1便あたりの利用者数と稼働率の予測値を算定し、 運行継続条件との適合を検証

需要調査の結果から、**1便あたりの利用者数と全運行本数に対する実運行本数の稼働率**の予測値を市が算定します。その予測値をもとに、運行継続条件を満たしているかの検証を行います。満たしている場合は、計画の詳細検討に進みます。

運行継続条件

「稼働した便の1便あたりの利用者数が1.5人以上であること」
かつ「全運行本数※1に対する実運行本数※2の稼働率が50%以上であること」

※1 全運行本数：運行ダイヤに設定した運行本数（便数）

※2 実運行本数：運行ダイヤに設定した運行（便）のうち、実際に運行（稼働）した運行本数（便数）

〈3〉 概算事業費の算定

需要調査を実施した希望経路を運行する場合の概算事業費について、市が事業者に見積りを依頼します。運行サービス内容（運賃、運行間隔、運行時間帯、使用車両等）については、運行基準（P2に掲載）によることを基本とします。

なお、1便あたりの利用者数は、需要調査の結果から予測します。

導入に向けての取り組み

4 計画の詳細検討

〈1〉地域交通活性化協議会に提案

計画概要の内容および今後の検討スケジュールを市が地域交通活性化協議会に提案します。この段階では提案のみを行い、具体的な検討については運行計画案が策定された後に行うこととなります。

地域交通活性化協議会

本市の地域交通の活性化を図るため、地域の実情に合ったバス交通のあり方や導入等について検討する会議です。学識経験者、国、県の関係機関、交通事業者、公募市民、バス協会等の関係団体が主な構成員となります。

〈2〉「運行計画案」(様式2)の策定 ▶地域の皆様に行っていただきます

地域組織・行政・事業者・警察により運行計画の協議を行い、計画概要の内容をより具体的にした「運行計画案」(様式2)を策定します。運行計画については、道路環境(道路の幅員・勾配)、交通規制、交通実態や集落の点在状況等の諸条件も考慮する必要があります。運行計画案に盛り込む内容は次の通りです。

- 運行経路
- 停留所位置
- 運賃
- 運行時間帯
- 運行ダイヤ

〈3〉地域交通活性化協議会で運行計画案を検討

策定された運行計画案を市が地域交通活性化協議会に提示し、関係者各位との調整を図ります。地域組織の代表者には、住民代表として会議に参加していただく場合もあります。

※本市の地域交通活性化協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」及び「道路運送法」に基づく法定協議会で、協議結果には尊重義務などがあります。

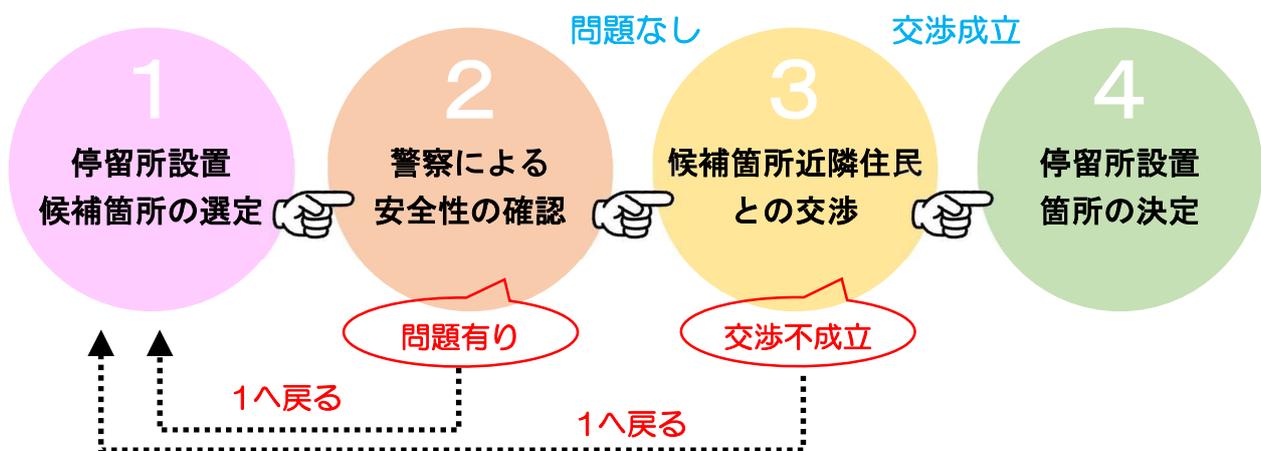
導入に向けての取り組み

4 計画の詳細検討

〈4〉 停留所設置に対する住民の合意形成 ▶地域の皆様に行っていただきます

停留所の位置が決まったら、**停留所の設置について地先にお住まいの方の了承を得なければなりません。**地域組織には、停留所設置の地先交渉について協力をお願いします。停留所設置の了承が得られない場合には停留所設置箇所の再検討が必要となります。

〈 停留所設置箇所の検討フロー 〉



〈 新設箇所では安全性の確認を重視 〉

停留所設置条件

- 勾配部、曲線等の構造的な変化点には設置しない
- 歩道のない道路は待機スペース等も考慮
- 交差点、横断報道の付近には設置しない
- 沿道の自動車出入口から3m以上距離をとる

※停留所の設置間隔については、停留所数が膨大になると、運行の定時性が担保できない場合や、利用されない停留所がでる恐れがあるため、概ね200m以上間隔をあけることとします。

〈5〉 地域交通活性化協議会での合意と市の意志決定

停留所の位置も含めて運行計画が策定され、地域交通活性化協議会における検討が終了した段階で、計画内容を市が地域交通活性化協議会に諮り、実証運行実施の可否を審議します。

地域交通活性化協議会で承認されたのち、市が実証運行の実施に要する予算措置等を行うための意志決定を行います。意志決定が行われた場合に実証運行開始準備へ進みます。

導入に向けての取り組み

5 実証運行開始準備

〈1〉 運行事業者の選定

市が入札を行い、運行事業者を選定します。

〈2〉 交通安全の確認

交通安全については所轄の警察を通じて運行経路検討時に確認を行っていますが、必要に応じて警察立ち会いの下、運行事業者が実車を用いて最終確認を行います。確認の結果、安全性の確保が必要な箇所については、他の場所に変更します。

〈3〉 事業認可申請

運行事業者が国土交通省に事業許可の申請を行います。なお、許可までの処理期間は約2ヶ月間です。

〈4〉 実証運行開始の周知 ▶地域の皆様に行っていただきます

事業許可申請と併行して、運行開始日を決定及びパンフレット等の作成を行い、地域組織が主体となって、運行する周辺地区への周知等を行います。

〈5〉 停留所の設置

事業許可申請と併行して、運行計画に基づき、停留所の製作など設置にあたっての準備を行います。停留所の設置費用は市が負担します。

なお、実際の設置は運行事業者と協議し、運行開始の直前に行うこととなります。

導入に向けての取り組み

6 実証運行開始

〈1〉利用促進活動の実施 ▶地域の皆様に行っていただきます

実証運行が開始されたら、地域組織には、利用促進方法についてさまざまなアイデアを提案していただき、運行事業者及び行政と共に実施します。

〈2〉運行に対する協力 ▶地域の皆様に行っていただきます

運行経路沿線にお住まいの方々には、地域組織を通じて停留所周辺の清掃や違法駐車車両排除活動など、乗合タクシーの運行を円滑に行うために必要な活動についてご協力をお願いします。

〈3〉利用実態調査への協力 ▶地域の皆様に行っていただきます

運行開始後は定期的に利用実態調査を実施し、「乗合タクシーが地域住民のニーズに合っているか」「交通不便地域の状況は解消されたか」などを検証することが必要となります。利用実態調査の実施につきましては、地域組織を通じて運行経路沿線の自治会に協力していただきます。

〈4〉運行実績の確認

市は、1年間の実証運行の実績から「稼働した便の1便あたりの利用者数」と「全運行本数に対する実運行本数の稼働率」を算出します。そして、運行実績が運行継続条件を満たしているか確認し、地域交通活性化協議会に報告します。

〈5〉運行内容見直しの協議 ▶地域の皆様に行っていただきます

運行実績が運行継続条件を満たしていない場合や利用実態調査の結果などに対応する必要があるときは、地域組織・行政・運行事業者・警察により協議を行い、運行内容（運行経路、運行時間帯等）の見直しを行います。見直し案については、地域交通活性化協議会の承認を得て変更していきます。

導入に向けての取り組み

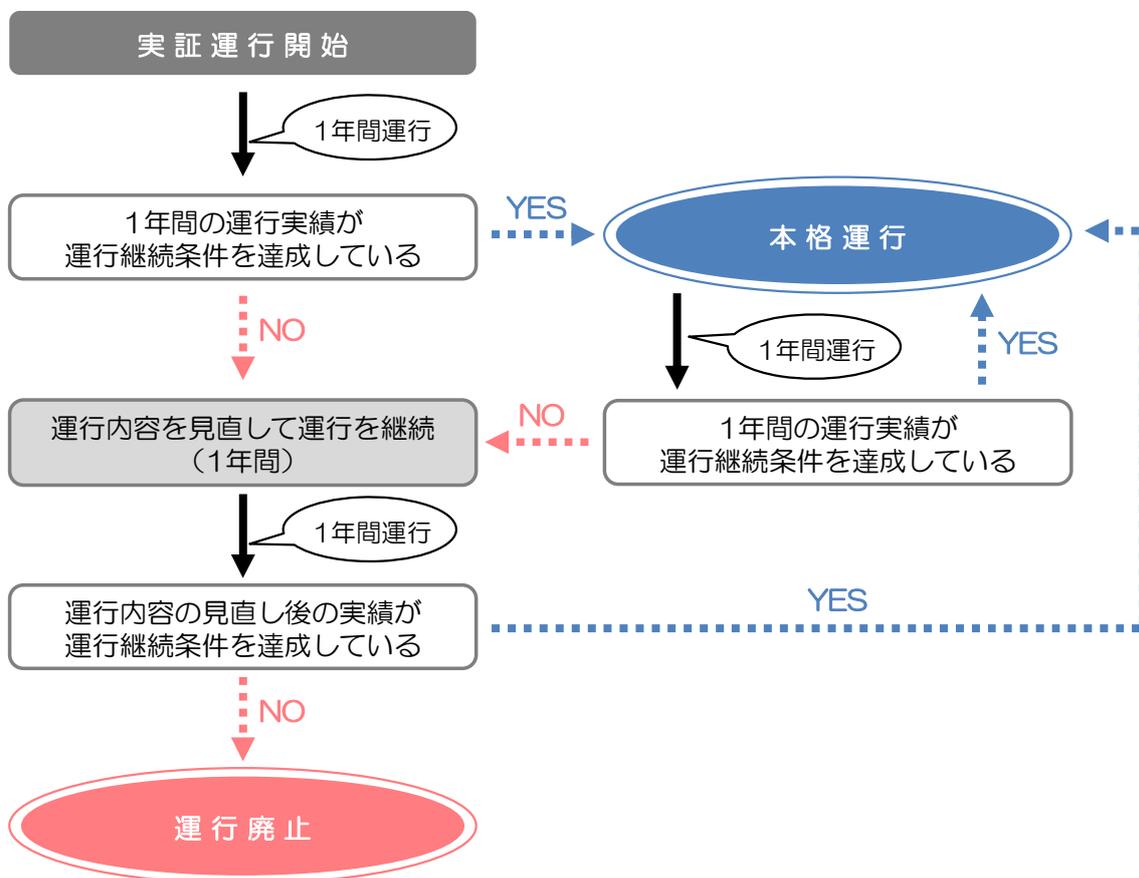
6 実証運行開始

〈6〉 運行継続の判断

新規導入の場合は、1年間の実証運行を実施し、利用者数と稼働率の運行継続条件を満たした場合、本格運行に移行します。

また、実証運行1年目に条件等を達成できなかった場合でも、運行内容を見直し条件等を達成した場合は、本格運行に移行することができます。

なお、本格運行開始後に運行継続条件を満たさず、運行内容の見直しを行っても条件の達成ができない場合は運行廃止となります。



運行継続条件

利用者数	稼働した便の1便当たりの利用者数が1.5人以上
稼働率	全運行本数に対する実運行本数の稼働率が50%以上

添付資料

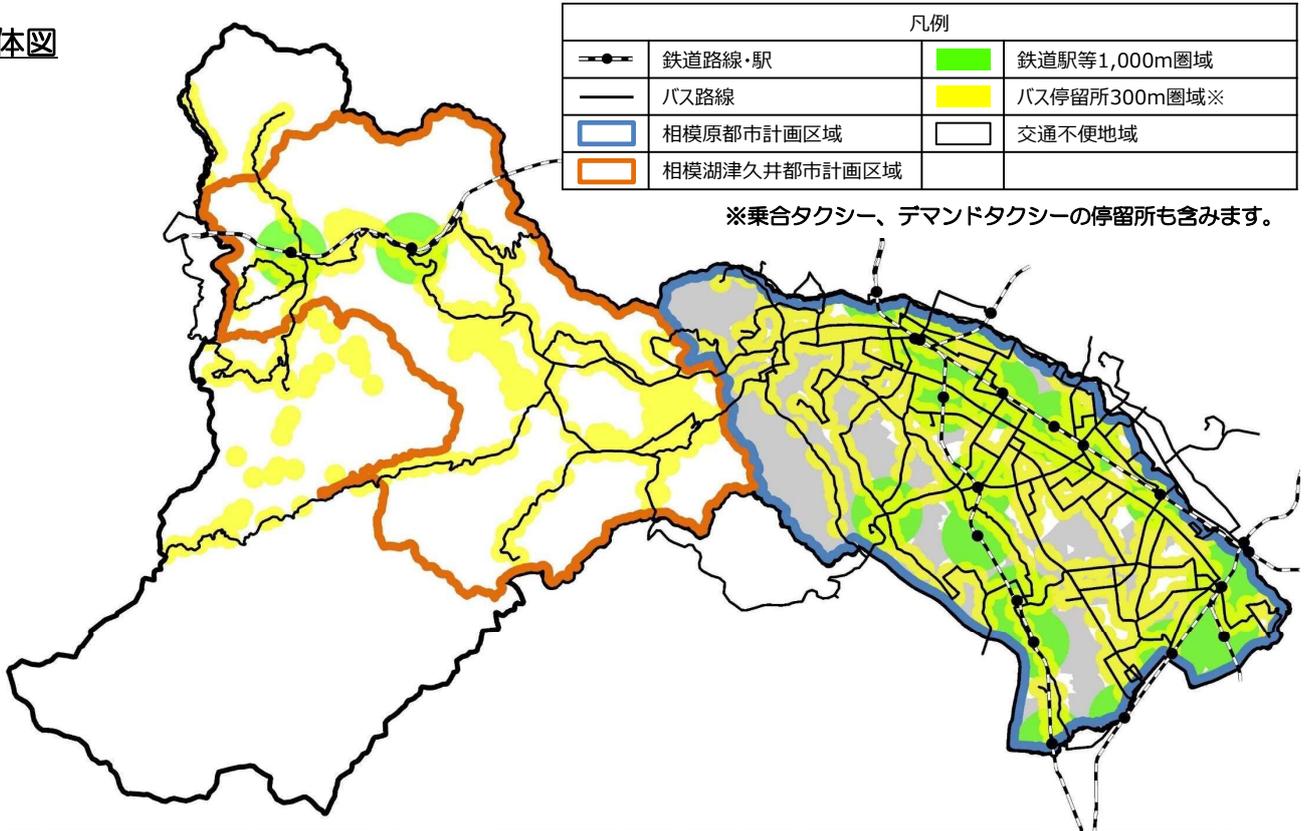
- チェックシート（地域組織用）
以下に示す様式1、2の提出状況、
及び運行開始後の運行への協力状況を
チェックするためのシートです。
- 交通不便地域図
- 乗合タクシー導入検討申請書（様式1）
- 運行計画案（様式2）
- 需要調査アンケート票（例）
- 運行開始後調査アンケート票（例）

チェックシート（地域組織用）

大項目	項目	内容	Check
導入検討の開始	導入対象地区に該当するのを確認	検討対象地域は、市が定義している交通不便地域に該当しているか	
	地域組織の形成	5人以上の構成員により、地域組織が形成されているか	
		地域組織の代表者は選任されており、代表者は当該地域の自治会員か（または自治会の賛同を得た方であるか）	
		形成された組織は、地域の自治会等との連携がとれ、地域の代表として活動できるか	
計画概要の検討	希望経路の作成	「運行経路の考え方」の確認を行い、希望区域を設定し、希望経路を作成したか	
	運行ダイヤ案の作成	地域住民の具体的な利用を想定し、運行ダイヤ案を作成したか	
	交通不便地域における地域住民の意向把握	希望経路を交通不便地域に該当する自治会に公開し、「導入のメリット」「運行経路の考え方」「運行ダイヤ案による運行イメージ」「地域の役割」を良く説明したか	
		全ての自治会の合意が得られたか	
	申請書提出	「乗合タクシー導入検討申請書」を提出したか	
需要調査の実施	需要調査	沿線住民にアンケート調査への協力を要請し、回収率を40%以上確保できたか	
	調査結果の確認	市が実施した分析結果を確認したか	
	運行継続条件の確認	市から提供されるデータを基に、計画路線が運行継続条件を満たしていることを確認したか	
計画の詳細検討	運行計画案の策定	行政・事業者・警察と運行計画の協議を行い、運行計画案を策定したか	
	停留所設置の合意形成	停留所の設置について、地先住民の合意は得られているか	
実証運行開始準備	実証運行開始PRの実施	運行する周辺地区への周知を充分に行っているか	
実証運行開始	利用促進活動の実施	利用促進法についてアイデアを提案し、実施したか	
		違法駐車排除のためのPR活動は行われているか	
	運行に対する協力	停留所周辺の美化活動は行われているか	
		利用実態調査への協力	利用実態調査（アンケート調査）に協力しているか
	運行実績の確認	市が集計した運行実績を確認し、運行継続条件を満たしているか	
	見直しの協議	運行継続条件を満たしていない場合は、行政・事業者・警察と運行内容見直しの協議を行ったか	

●交通不便地域図

全体図



●交通不便地域の考え方

「相模原都市計画区域の市街化区域において住居系の土地利用を図る区域」及び「相模湖津久井都市計画区域、都市計画区域外の区域」において、鉄道駅等から1,000m以上離れ、かつ、バス停留所から300m以上離れた地域。

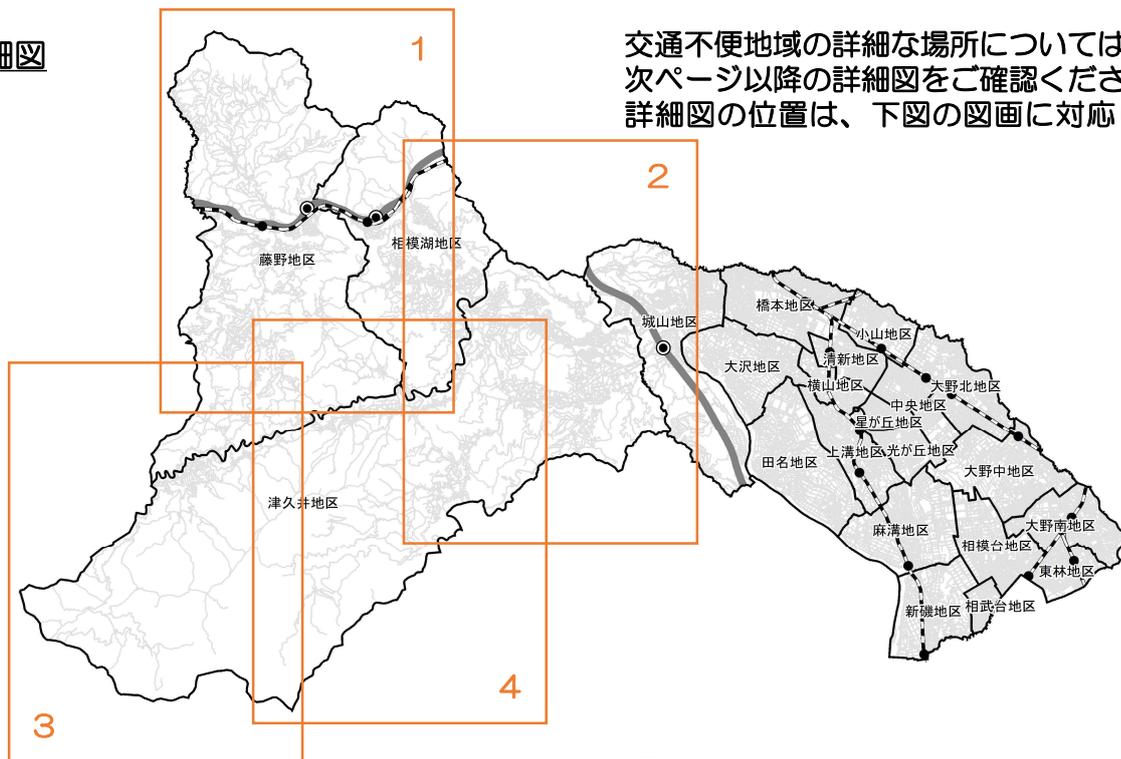
※「市街化区域において住居系の土地利用を図る区域」

工業専用地域、工業地域及び準工業地域のうち住宅が制限される地区計画指定箇所など工業系土地利用が図られている箇所を除いた市街化区域。

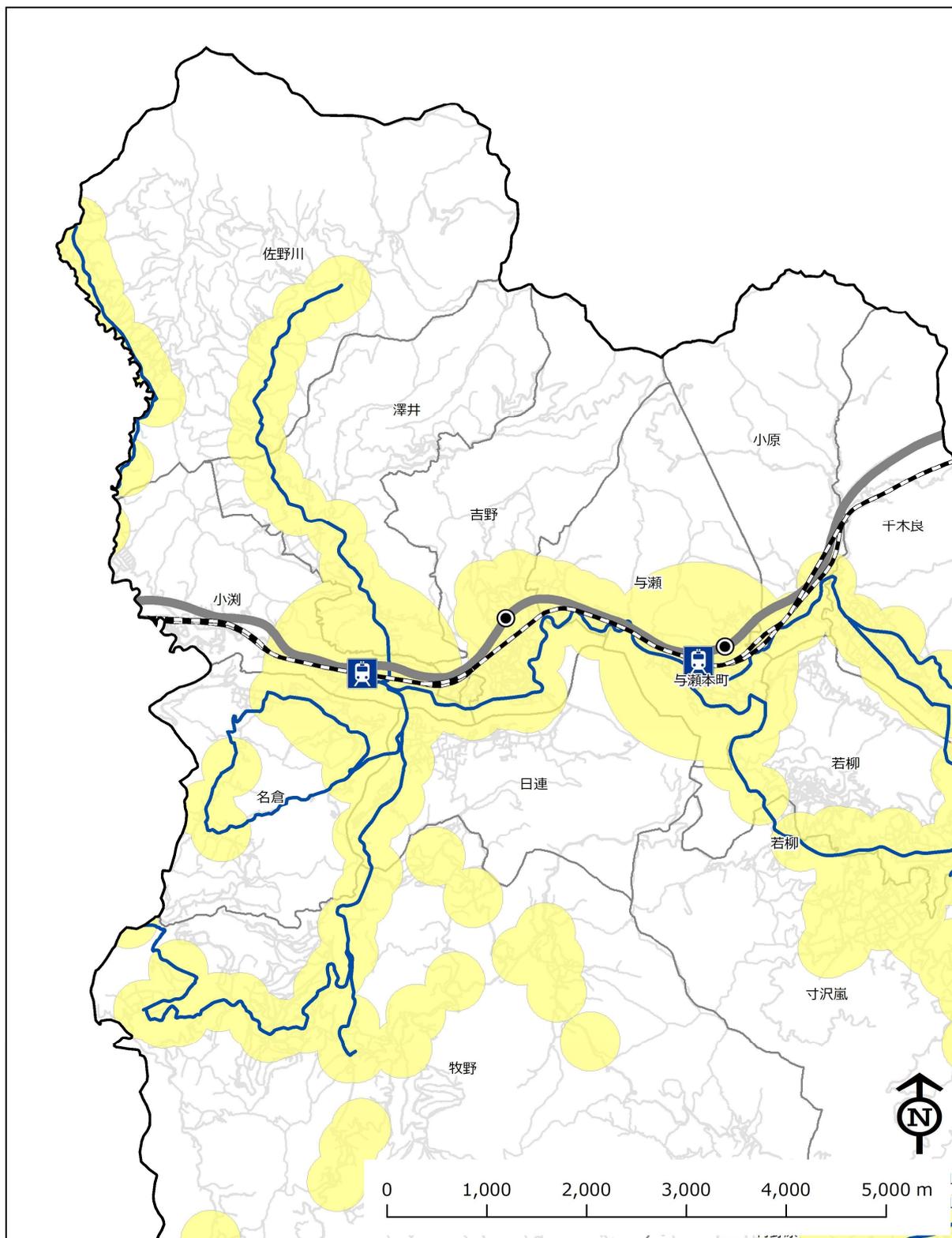
※「鉄道駅等」

鉄道駅及び鉄道駅に準じるバスの運行水準や車の乗降場、駐輪場等の機能を備える田名バスターミナル。

詳細図



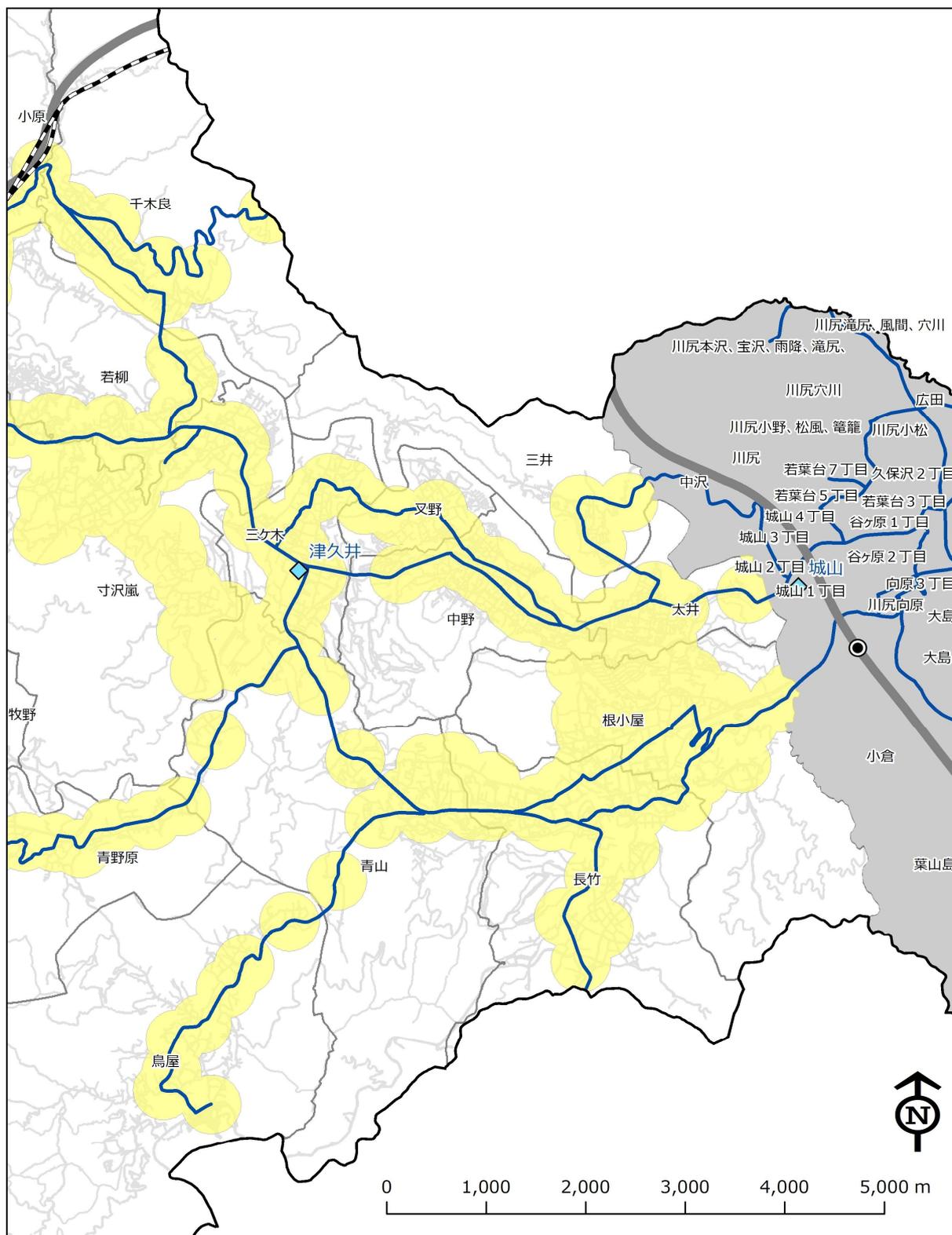
交通不便地域の詳細な場所については、次ページ以降の詳細図をご確認ください。詳細図の位置は、下図の図画に対応しています。



【凡例】

	公共交通圏域		大規模商業施設		大学
	鉄道駅		病院		高校
	バス路線		公園		
	市役所・区役所		図書館		

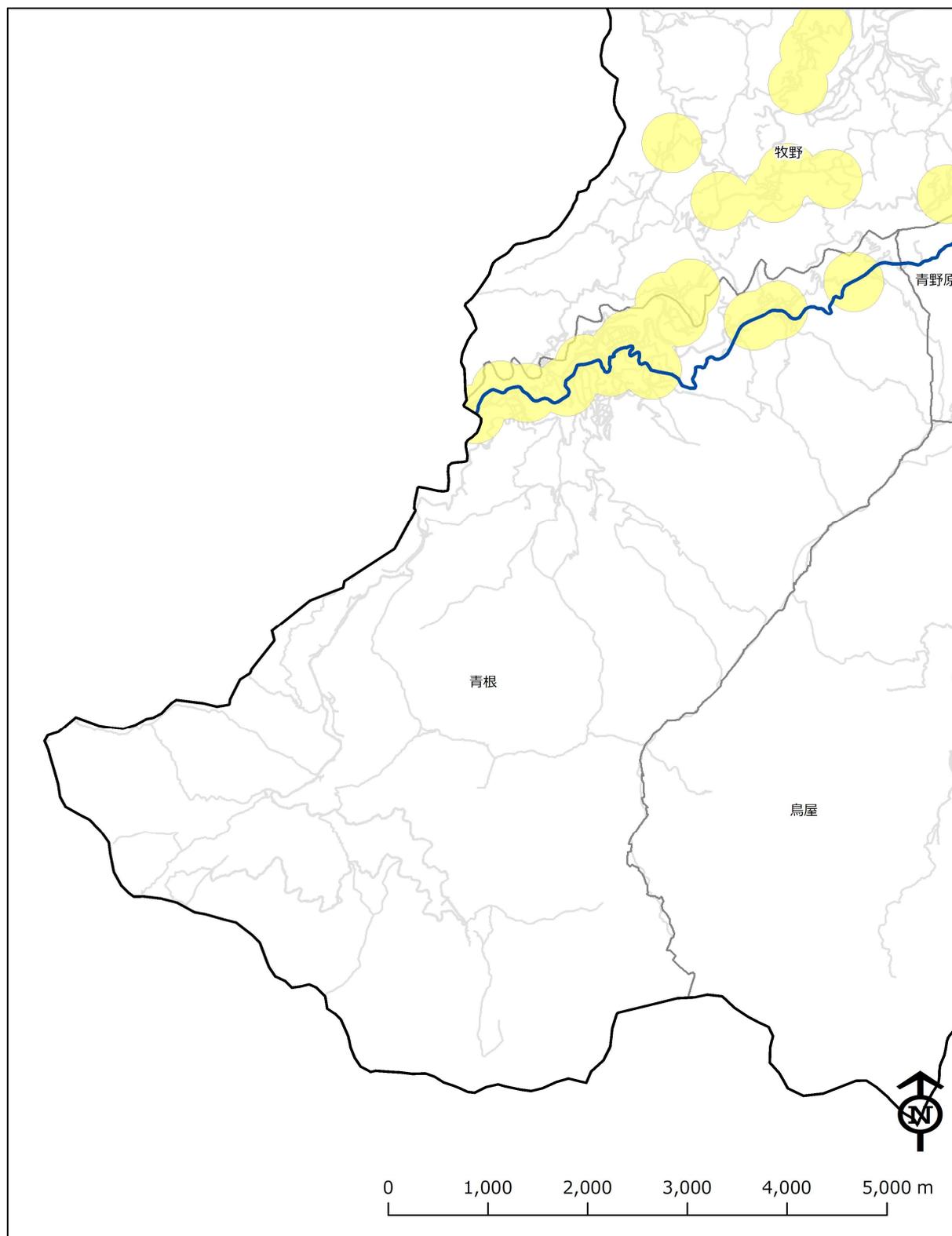
※公共交通圏域とは、鉄道駅等から1,000m以内、または、バス停留所から300m以内の地域のことです。この地域に該当しない地域（白塗り地域）が交通不便地域となります。



【凡例】

- | | | | | | |
|---|---------|---|---------|---|----|
|  | 公共交通圏域 |  | 大規模商業施設 |  | 大学 |
|  | 鉄道駅 |  | 病院 |  | 高校 |
|  | バス路線 |  | 公園 | | |
|  | 市役所・区役所 |  | 図書館 | | |

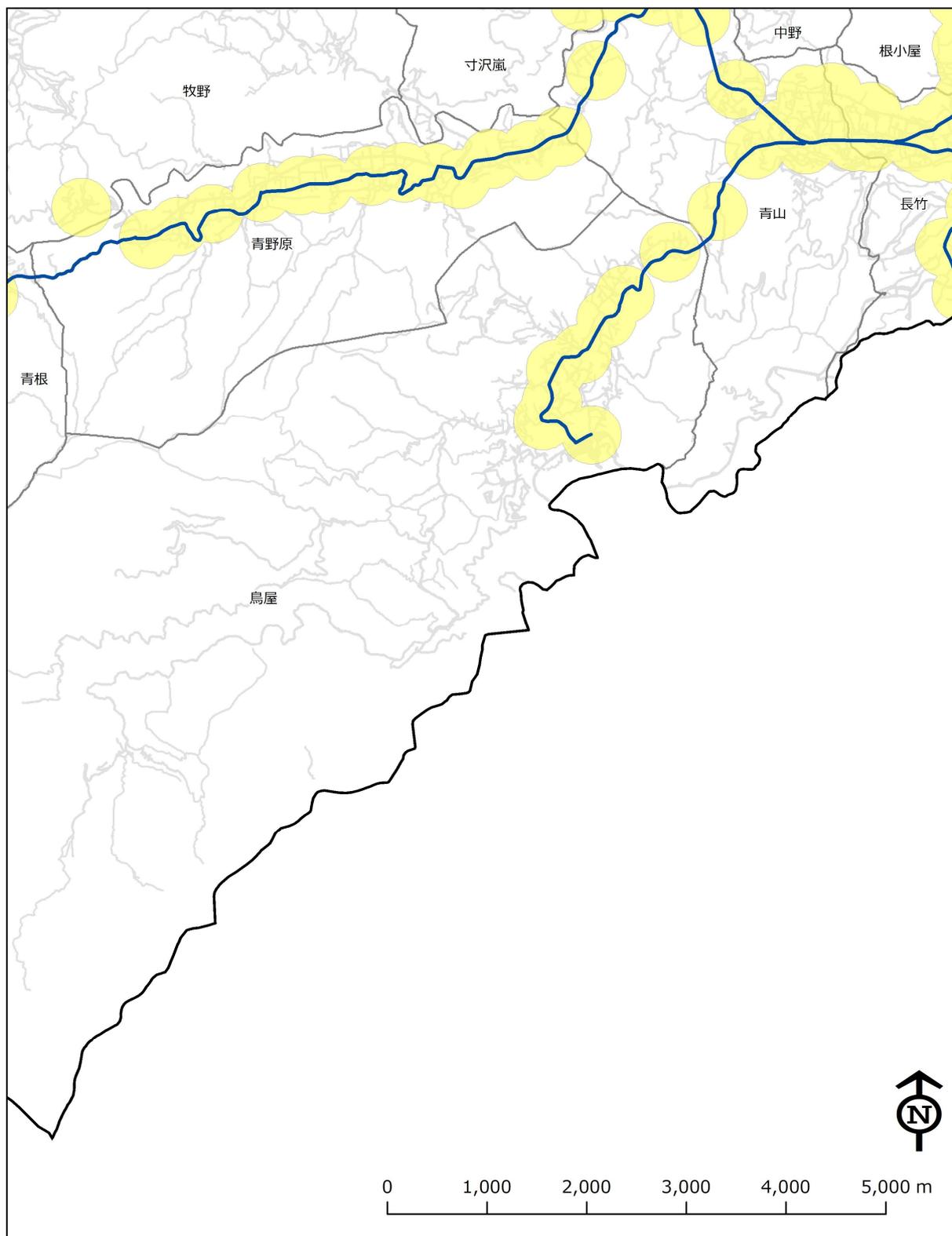
※公共交通圏域とは、鉄道駅等から1,000m以内、または、バス停留所から300m以内の地域のことです。この地域に該当しない地域（白塗り地域）が交通不便地域となります。



【凡例】

	公共交通圏域		大規模商業施設		大学
	鉄道駅		病院		高校
	バス路線		公園		
	市役所・区役所		図書館		

※公共交通圏域とは、鉄道駅等から1,000m以内、または、バス停留所から300m以内の地域のことです。この地域に該当しない地域（白塗り地域）が交通不便地域となります。



【凡例】

- | | | | | | |
|---|---------|---|---------|---|----|
|  | 公共交通圏域 |  | 大規模商業施設 |  | 大学 |
|  | 鉄道駅 |  | 病院 |  | 高校 |
|  | バス路線 |  | 公園 | | |
|  | 市役所・区役所 |  | 図書館 | | |

※公共交通圏域とは、鉄道駅等から1,000m以内、または、バス停留所から300m以内の地域のことです。この地域に該当しない地域（白塗り地域）が交通不便地域となります。

乗合タクシー導入検討申請書（様式1）

年 月 日

相模原市長 あて

乗合タクシー導入検討申請書

次のとおり、乗合タクシーの導入検討について申請します。

地域名 (団体名)	(自治会名)										
代表者 氏名											
代表者 連絡先	住 所	〒 ー		相模原市							
	電話番号					FAX 番号					
	E-MAIL	@									
構成員氏名 (最低5名 記載)											
希望経路	経由する集落の名称										
	経由する交通結節点 (駅・バス停)の名称										
	【概略図】※別添可。別添の場合は「別紙参照」と記載										
運行ダイヤ 案	主な経由地	出発時刻									
		1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
導入を検討 する理由	※別添可。別添の場合は「別紙参照」と記載										

運行計画案（様式2）

年 月 日

次のとおり、乗合タクシー運行計画案を提出します。

地域名 (団体名)			代表者氏名								
運行経路	経由する集落の名称										
	経由する交通結節点 (駅・バス停)の名称										
	【運行経路図】※別添可。別添の場合は「別紙参照」と記載										
運賃											
運行時間帯	時 分 ~ 時 分										
運行ダイヤ案	停留所名	出発時刻									
		1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
	※別添可。別添の場合は「別紙参照」と記載										
その他 特記事項											

● 需要調査アンケート票 (例)

相模原市 乗合タクシーの利用意向に関するアンケート調査

設問1 あなたの世帯について、お答えください。(記入例にしたがい、ご記入ください)

住所	所属する自治会に ○ をつけてください。 道北自治会 道南自治会 増原自治会 関口自治会
自家用車	世帯で所有している自家用車の台数 _____ 台

設問2 あなたの自宅から最寄りのバス停についてお答えください。

最寄りのバス停の名称	1. 知っている (バス停名称: _____ バス停) 2. 知らない
最寄りのバス停までの距離または時間	約 _____ m または 徒歩で _____ 分

設問3 あなたご自身のことについてお答えください。

性別	1. 男性 2. 女性	世帯構成	1. 一人暮らし 2. 配偶者 3. 親
年齢	歳		4. 子ども・孫 5. 兄弟や親戚 6. その他 (※同居する人、すべてに○)
職業	1. 会社員・公務員・団体職員 2. 自営業 3. 学生・生徒 4. アルバイト・パート 5. 専業主婦(夫) 6. 無職 7. その他		
運転免許証	1. 自動車運転免許証あり 2. 自動二輪・原付のみ免許証あり 3. なし		
自動車保有	自分で自由に使える車がありますか(1. はい 2. いいえ)		
バイク保有	自分で自由に使える自動二輪・原付バイクがありますか(1. はい 2. いいえ)		

設問4 あなたの主な外出先についてお聞きします。主な外出先と外出時の交通手段、及び外出頻度について、外出目的別にお答えください。その目的で外出されない場合は場所記入欄に「なし」とご記入ください。なお、外出頻度については、1ヶ月あたりの利用回数を往復を1回としてご記入ください。

右表から該当するものを全てを選んで番号を記入してください。	1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク 4. 自分で運転する車 5. 自家用車で送迎 6. タクシー 7. バス 8. 鉄道 9. その他()
-------------------------------	--

外出目的	主な外出先の名称	場所 (町名までご記入ください)	主な交通手段	外出頻度
通勤・通学	※名称は回答不要			1ヶ月に往復__回
買い物				1ヶ月に往復__回
通院				1ヶ月に往復__回
趣味・娯楽				1ヶ月に往復__回

以下では、乗合タクシーの利用意向についてお聞きします。
別紙の「乗合タクシーの運行計画について」をご覧ください。

設問5 計画されている乗合タクシーを利用してみたいと思いますか。あてはまるもの一つに○印をつけてください。

1. 利用してみたい	2. 利用したいとは思わない
↓ 設問6へお進みください	↓ 設問8へお進みください

設問6 現段階で、利用したいと思う状況（区間、目的、曜日、便、利用したい頻度）は具体的に決まっていますか。あてはまるもの一つに○印をつけてください。また「決まっている」を選んだ方は、具体的にお答えください。

1. 決まっている	2. 決まっていない
↓ 具体的にお答えください。利用したい状況が複数ある方は3つまでお答えください。	

		利用したい状況①	利用したい状況②	利用したい状況③
利用したいと思う区間	乗車停留所			
	降車停留所			
利用したいと思う目的		1. 通勤・通学 2. 買物 3. 通院 4. 趣味・娯楽 5. その他	1. 通勤・通学 2. 買物 3. 通院 4. 趣味・娯楽 5. その他	1. 通勤・通学 2. 買物 3. 通院 4. 趣味・娯楽 5. その他
利用したいと思う曜日		曜日	曜日	曜日
利用したいと思う便	行き	第 便	第 便	第 便
	帰り	第 便	第 便	第 便
利用したいと思う頻度		(年・月・週)に 日	(年・月・週)に 日	(年・月・週)に 日

設問7 乗合タクシーが運行されることにより、あなたの外出回数は変わるとお考えですか。あてはまるもの一つに○印をつけてください。

1. 外出回数が増えると思う →現在より、1ヶ月に往復 _____ 回程度増える 2. 外出回数は現在と変わらないと思う 3. わからない
--

設問8 公共交通に関する意見や日頃から感じていることがあればお願いします。 ←

アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

●運行開始後調査アンケート票（例）

相模原市 乗合タクシーに関するアンケート調査（事後調査）

設問1 あなたは乗合タクシーを利用していますか。あてはまるもの一つに○印をつけ、指定された設問にお進みください。

1. 利用している → I、Ⅲ、Ⅳにお答えください。
2. 利用していないが、今後は利用したいと思っている → Ⅱ、Ⅲ、Ⅳにお答えください。
3. 利用したいが、使いにくいいため利用したいとは思わない → Ⅱ、Ⅲ、Ⅳにお答えください。
4. 利用しておらず、今後も利用したいとは思わない → このアンケートへの回答は不要です。
同居されている方に利用している方、または利用したいと思っている方がいれば、その方にこのアンケート票をお渡ししてください。

I. 乗合タクシーを利用している方に伺います。

設問2 乗合タクシーの利用状況について、下表の各項目にお答えください。

主な行き場所	1. たからや 2. サンデーマート 3. Jマート 4. コメリ 5. 内郷診療所 6. 森田病院 7. 農協 8. 内郷郵便局 9. リフレッシュセンター 10. ミケ木バスターミナル 11. 石老山入口			
主に利用する便	行き	_____便	帰り	_____便
主な利用区間	_____ (番の) 停留所 ~ _____ (番の) 停留所		停留所での待ち時間	_____ 分位
目的地での必要な時間	買物	_____ 分位	通院	_____ 分 ~ _____ 分
	その他	目的 (_____) 所要時間 _____ 分位		
利用頻度	1. 週3~4日 2. 週1~2日 3. 月2~3日 4. 月1日程度 5. 月1日未満			

設問3 あなたが乗合タクシーを利用する際、行きも帰りも「乗合タクシー」を利用していますか。あてはまるもの一つに○印をつけてください。また、「2」を選んだ方は、往復で利用しなかった理由と利用交通手段をお答えください。

1. 行きも帰りも「乗合タクシー」を利用した
2. 行きまたは帰りのみ「乗合タクシー」を利用した
⇒往復で利用しなかった理由：(_____)
⇒利用しなかった時の交通手段：(_____)

設問4 あなたが乗合タクシーを利用する際、バス路線への乗り継ぎをしていますか。あてはまるもの一つに○印をつけてください。

1. 乗り継ぎをしている（ _____ バス停）
2. 乗り継ぎはほとんど行わない

設問5 乗合タクシーが運行される前、どのような手段で移動していましたか。あてはまるもの一つに○印をつけてください。

1. 乗合タクシー運行前は以下の手段で移動していた（最もよく利用していた移動手段を二つまで下表より選んでください。）

- | | | |
|-------------|-----------------|---------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. バイク |
| 4. 自分で運転する車 | 5. 車で送迎 | 6. タクシー |
| 7. バス | 8. その他（ _____ ） | |

2. 乗合タクシー運行前はあまり外出していなかった

設問6 乗合タクシーの運行開始により、あなたの生活はどのように変わりましたか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 特に変化はない。
2. 家族に自動車での送迎を頼まれなくても済むようになり、外出しやすくなった
3. 家族を自動車で送迎する機会が減り、楽になった
4. タクシーに比べ運賃が安いので外出しやすくなった
5. 行きたい店に買い物に行けるようになった
6. 行きたい病院に行けるようになった
7. 行きたい公共施設に行けるようになった
8. 行きたい金融機関に行けるようになった
9. 雨の日でも外出できるようになった
10. 外出回数が増えた（→以前より、1ヶ月に _____ 回程度増えた）
11. その他（ _____ ）

Ⅱ. 今後利用したいと考えている方、使いにくいいため利用しない方に伺います。

設問7 あなたが現在乗合タクシーを利用していないのはなぜですか。あてはまるもの一つに○印をつけてください。

1. 運行ルートに沿線に外出する用事があまりない
2. 車で移動できるので利用する必要がない
3. できれば利用したいが、運行サービス内容（運行ダイヤ、停留所の位置等）に問題がある
4. 一人で利用するのが不安である
5. その他（ _____ ）

設問8 設問7で「3」を選んだ方に伺います。乗合タクシーの運行サービス内容（運行ダイヤ、停留所の位置等）について、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

1. 自宅から停留所までの距離が遠い
2. 利用したい時間に運行していない（→ _____ 時頃の便があれば利用したい）
3. 往復で利用できる便がないため利用していない
4. 予約方法がわからない
5. 運賃が高い（→1回 _____ 円なら利用したい）
6. 運行情報（運行ルート、運行ダイヤ等）がわかりづらい
7. その他（ _____ ）

Ⅲ. ご回答いただいている全ての方にお伺いします。

設問9 乗合タクシーの運行内容について伺います。「満足」または「不満」の欄に○印をつけてください。また、「不満」の場合には理由の欄もご記入ください。

※利用したことがない方も分かる範囲でお答えください。

項目	満足	不満	不満の理由
1. 予約方法			1. 電話をするのが面倒 2. 出先で予約しにくい 3. 予約の締切時間が早い 4. その他（ _____ ）
2. 運行日について			1. 土・日も必要（理由： _____ ） 2. 1週間に _____ 回で十分（理由： _____ ）
3. 時刻表について			1. 行きたい時間に病院に行けない 希望時間： _____ 時ごろ _____ に行きたい 2. 行きたい時間に買物に行けない 希望時間： _____ 時ごろ _____ に行きたい 3. 行きたい時間に _____ に行けない 希望時間： _____ 時ごろに行きたい
4. 始発の時間			時頃に必要（理由： _____ ）
5. 終発の時間			時頃に必要（理由： _____ ）
6. 往復利用について			1. 行きの便が合わない 2. 帰りの便が合わない 3. その他（ _____ ）

項目	満足	不満	不満の理由
7. 車両について			1. 段差が高くて乗降しにくい 2. 扉が開閉しにくい 3. その他 ()
8. 停留所の位置			1. 自宅から遠い 2. 場所が分かりにくい 停留所が必要な場所 () 3. その他 ()
9. 運行経路の行き先			1. 林間公園を追加希望 2. コミュニティ青山を追加希望 3. その他 ()
10. 予約受付の対応			1. 電話が繋がるまで時間がかかる・繋がらない 2. その他 ()
11. 運転手の接客態度			理由：

設問 10 乗合タクシーに関する意見や日頃から感じていることがあればご記入ください。

IV. 最後に、回答されたご本人について伺います。

年齢	_____歳	性別	1. 男性 2. 女性	所属する 自治会	1. 道北自治会 2. 道南自治会 3. 増原自治会 4. 関口自治会
世帯構成 (同居する人、すべてに○)		1. 一人暮らし 2. 配偶者 3. 親 4. 子ども・孫 5. 兄弟や親戚 6. その他			
職業	1. 会社員等の勤め人 (パート等を含む) 2. 自営業 (農業・商工業等) 3. 学生・生徒・児童・園児 4. 専業主婦 (夫) 5. 無職				
運転免許	1. 自動車運転免許あり 2. 原付・二輪のみ免許あり 3. なし				
個人が自由に 使える車両	1. 自動車 2. バイク (原付含む) 3. 自転車 4. 自由に使える車両なし ※あてはまるものすべてに○を付してください				
外出時の 補助具利用	1. 補助具は利用なし 2. 杖を使用 3. 手押し車 4. 乳母車 5. 車椅子 6. 電動車椅子 7. その他 ※あてはまるものすべてに○を付してください				
利用する自宅 近くの停留所	名称	1. 知っている (名称：_____ (番の) 停留所) 2. 知らない			
	所要時間	自宅から上記の停留所まで歩いて_____分程度			

アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。